

堺市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第56号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「同年12月31日」に改め、「340円」の次に「とし、令和7年1月1日から同年3月31日までの間である給食にあっては同表中「255円」とあるのは「296円」と、「310円」とあるのは「355円」」を加える。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。